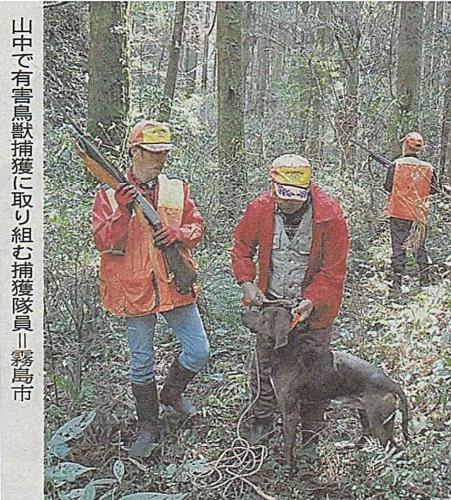


南北
600キロ

鳥獣捕獲水増し 広がる

霧島市の中央班、報償費過大受給50件



山中で有害鳥獣捕獲に取り組む捕獲隊員=霧島市

■主な有害鳥獣と報償費

	報償費(国庫+市)	2015年度の捕獲頭数
イノシシ	1万2000円 (8000円+4000円)	1192頭
ニホンジカ	1万2000円 (8000円+4000円)	829頭
アナグマ	4000円 (1000円+3000円)	873頭

※ほかにタヌキ、カラス、サルなどにも支払われる

■霧島市の鳥獣による農産物被害と捕獲状況

	農産物被害額	捕獲從事者	報償費の総額
2012年度	1548万円	182人	
2013年度	1776万円	205人	2416万円
2014年度	1593万円	228人	2715万円
2015年度	1481万円	251人	3118万円
2016年度	未定	256人	未定

市などによると、イノシシやシカは11月から2月までが獵期で、免許を持つれば狩猟ができる。しかし、農産物の被害を受けた市民から依頼を受けて市長が許可した捕獲從事者は、獵期以外での有害鳥獣捕獲が認められ、鳥獣の種類や頭数に応じて報償費が支払われる。捕獲鳥獣を裏返したするなどして看板の日時も変えて写真を撮影します。1頭の捕獲鳥獣が2頭にも3頭にも水増しされるのです。両耳と尾の現物は、報償費が出ない獵期に捕獲しても、それを冷蔵庫に保管しておき、獵期中に耳と尾を譲ってくれと頼まれ、なぜ必要なのかと不思議です。

有害鳥獣の捕獲頭数の水増し問題を調査している中村満雄市議(7)に、不正の実態を聞いた。

「水増しの手口は、

捕獲鳥獣を裏返したするなどして看板の日時も変えて写真を撮影します。1頭の捕獲鳥獣が

2頭にも3頭にも水増しされるのです。両耳と尾の現物は、報償費が出ない獵期に捕獲しても、それを冷蔵庫に保管しておき、獵期中に耳と尾を譲ってくれと頼まれ、なぜ必要なのかと不思

議がついていた人もいます。他の地域や県外から4千円ぐらいで買った例も。それでももうかるのです。



中村市議に実態聞く

裏返し、看板日時変え撮影／両耳・尾を譲り受け

—

不正は見抜けないのか。

2015年度の実績でイノシシ85頭、アナグマとタヌキで44頭、報償費合計1332万円といふ字ですが、担当者は見抜けなかった。

—地域的な広がりは、16年度の中央班だけと思っていたら、どの地域でも判明しました。悪質な捕獲從事者はひと握り。ほとんどは良心的で、被害にあっている農家を見かねて、汗びっしょりになつて捕獲

している。そういう人にとってやりきれない不正です。

再犯を防止する態勢をつくるには、うみを出し切ることが必要です。ただ、不正の証明は難しく、市は名譽毀損で訴えられ

る「捕獲從事者」が、捕獲頭数を水増しして報償費を過大に受け取っている実態が市の調査で明るみに出た。捕獲した鳥獣を異なる角度で撮影したり、他人から耳と尾を譲つてもらつたりして、捕獲実績を偽っていた。これまで確認されたのは5人による約50件だが、さらに拡大する見通しだ。

全5班、不正疑い300件超

われる。捕獲実績報告書の提出には捕獲した場所や時間などが書かれた看板と一緒に撮影した写真、鳥獣の耳や尾の現物が必要となる。

市内には、地区ごとに中央班(国分、隼人、福山地区)、牧園班、溝辺班、横川班、霧島班の5班からなる市捕獲隊があるが、市に

支払いが保留となつた。さらに市はほかの班も調査対象とし、調査期間も国庫補助が加算されて証拠写

真が必要となつた2013年度以降に広げて検証。すべての班で不正が疑われる

例市議会で駁除していかないにしているという偽りの報告。断じて許せない」と答弁した。

県「ルール徹底促す」

(大久保忠夫)

県農村振興課によると、有害鳥獣駆除のための国の事業には、2013~14年の緊急捕獲等対策事業、15年から始まつた鳥獣被害防

止総合対策事業の二つがあり、年間約2億円の補助金が出てる。県内の有害鳥獣駆除で不正が明らかになったのは今回が初めてとい

う。県内には2016年時点

でイノシシ約6万7千頭、シカ5万5千頭が生息していると見られ、23年度までの7年間で半減させる計画を設定した。現在は年間にシカ約2万7千頭、イノシシが約2万2千頭、シカ5万5千頭が捕獲され、駁除されている。

前田終止市長は3月の定期市議会で駁除していない市議会で「駁除していかないにしているという偽りの報告。断じて許せない」と答弁した。